

新潟市住民基本台帳事務における事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳事務における事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 事務処理は、他の要領等に定めるもののほか住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日自治振第150号）に基づき処理するものとする。

附則

この要領は、平成20年5月1日から施行する。